

第5回御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会議事録

日時：平成21年6月25日（木）14：00～15：45

場所：御嵩町役場北庁舎3階大会議室

司会
(御嵩町堀参事)

定刻となりましたので、ただいまから第5回御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会を開催いたします。

本日の進行役を務めさせていただきます御嵩町まちづくり担当参事の堀でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本検討委員会につきましては、第1回以降公開で行っておりますので、委員の皆様、傍聴者の皆様ご了承くださいと思います。

また、傍聴者の方々に対しては、ご意見を伺い、今後の参考とさせていただきますので、意見メモを置いておりますので、ご意見のある方につきましては、意見メモに記入していただきまして、会議終了後、回収ボックスに入れていただければと思います。

なお、本日の出席委員につきましては、お手元の出席者名簿をもってかえさせていただきますと思います。なお、亀井委員につきましては、先程、急遽仕事のご都合上、欠席という報告をいただいておりますので、御了承いただければと思います。

それからお手元の資料のほうの確認にいきたいと思います。会議次第、それから出席者名簿、資料1としていたしまして、前回第4回の議事録要旨、それから資料2といたしまして、計画地利用指針策定のための基本的考え方に対する町民意見への回答、それから資料2-2につきましては、委員の皆様のみ配布しておりますが、今回の基本的考え方に対する町民意見を配らせていただいております。資料3として、基本的考え方の案、資料4といたしまして、今後のスケジュール、進め方について、お配りをさせていただいております。

なお、委員の皆様のみ配布させていただいております資料2-2につきましては、会議終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、これからの進行を鈴木委員長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

鈴木委員長

それでは、第5回目になりましたけれども、御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会を始めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでですね、まず最初、報告として、資料1の第4回検討委員会議事録、これについて、事務局のほうから報告をお願いします。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

第4回の委員会の議事録につきましては、資料1のとおり要旨として取りまとめさせていただきました。

議事録の内容につきまして、修正等の意見がありましたら、会議終了後、または後日でも結構ですので、事務局に言っていただければと思います。

また、第4回の検討委員会については、傍聴者の方からの意見はありませんでしたので、ここに報告させていただきます。

以上です。

鈴木委員長

報告をしていただきました。今の内容について、何かご意見とか特段よろしいでしょうか。よろしいですか。

鈴木委員長

(意見なしの声)

それでは、議事録については、今後、御嵩町のホームページで掲載していきまして、町民の皆さんに見ていただけるようにしていきたいと思えます。

続きまして、基本的考え方の町民からの意見について、これを報告をさせていただきます。

先程紹介がありました4月15日から30日までを期限として、前回この場でお示したものについて、町民の皆さんに意見をいただく試みをしました。

4月30日に1件、意見が提出されました。また、期限を過ぎた後でしたけれども、5月14日に御嵩町役場のほうに意見書として1件の提出がありました。

これら提出された意見について、改めて、集約をいたしまして、私が全部読ませていただいたうえで、事務局のほうに一つの指示を出しました。それは、その中で求められている事項について関係者で回答する回答票を作ろうということ、その作業にかかってほしいということでありました。そこで、今日、委員の皆さんのお手元に、資料2というのがあるかと思えますので、そちらのほうをご覧ください。よろしいでしょうか。

これがですね。私のほうからお願いをした4月30日分と5月14日分の意見の整理とそれについての回答の整理であります。

これについてですね。少しお時間をいただきまして、私のほうからざっと紹介させていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。少しお時間をいただきまして、恐縮ですけれども。

まず、4月30日分の提出についての内容です。意見の内容をまず紹介をして、そして回答者、回答内容という順番で紹介をしてみたい。

まず、「利用指針の策定、利用計画の策定をいつまでに行うのか、スケジュールを基本的考え方に盛り込むべき」

これは、検討委員会の事務局にいただいたものとして、事務局ということですが、「利用指針策定までのスケジュールは、第5回検討委員会で協議をしていただくということで、考えております。」

これは、後で皆様方にご提案をいたします。そして、「この場で議論していただきます。利用計画策定、事業展開のスケジュールは、利用指針策定後、事業者が検討することと考えています。」

それから、「事業展開はかなり先になると思うので、今すぐやっておかなければならないことがないのか、至急検討すべき。例えば、防護柵の設置、山の手入れ、危険個所の補修など。」

そして、これについては、事務局のほうからは、「検討委員会で検討する範囲を超えた内容だと考えています。」

そして、これについては、寿和工業のほうからも回答を出してもらいました。「防護柵の設置、山の手入れ、危険箇所の補修などの必要性については、これらについては、必要に応じて実施します。」ということ。

三つ目、「現在の委員会メンバーは、御嵩町住民と有識者で構成されている。冒頭で御嵩町が計画地利用の検討組織を提案し、三者共同で運営することで合意と書かれているが、なぜ県と事業者が入っていないのか。基本的考え方に入っていないと共同運営とは言えない。のちのちに問題の発生と根とならないよう進めていただきたい。」

これについては、「この検討委員会は、事業者、御嵩町、岐阜県の三者が第三者機関に利用指針の策定をお願いし、三者が共同事務局として運営している形をとっています。事務局として検討委

員会を運営している事業者、御嵩町、岐阜県からは委員になり得ないと考えています。なお、御嵩町民はメンバーとして入ってもらっているが、御嵩町長、役場職員はメンバーとして入っていません。」

それからその次の「計画地利用指針の策定段階から、委員会メンバーに県と事業者が入ると受け取れるが、何人くらいずつ入る予定なのか。おそらく少数だと思うが、そうだとすると、住民メンバーが少し多すぎないか。片手間仕事ではなく、真剣に取り組んでくれる3、4人が適当と思うがいかがか。」

これについても、検討委員会事務局のほうから「利用指針策定も現在と同じ形で検討を進めていただく予定です。事業者、御嵩町、岐阜県が検討委員会を運営している以上、委員として入ることはないと考えています。」

その次に、「計画地利用計画の策定以降は、事業者任せると言ったニュアンスを感じるが、一任は絶対止めてもらいたい。作業そのものは事業者主体でもいいが、委員会に一定のルールを設け、チェック機能を持たせるべきである。」

これについても事務局で、「基本的考え方案の中では、事業者による利用計画策定及び事業実施段階において、事業者に対して検討委員会への状況報告を求め、検討委員会は事業者に意見を述べることをとしています。」

その次2ページ、一番最初、「お金については一切触れていないが、計画策定までに要する費用、事業展開に必要な費用、収益の配分などの、お金に関する考え方が基本的考え方で示されていないのはおかしい。具体的数値が出せないのは当たり前だが、どのような仕組みになるかも含め、基本方針の策定で検討するにせよ、基本的な考え方がなければ迷走するだろう。そのためにも、基本的考え方の時点から三者が委員会メンバーに入っているべきだった。今からでも遅くないから、お金についての考え方を加えるべき。」

これについても、事務局が「利用指針策定までに要する費用は、町と事業者が負担しています。計画策定に要する費用、事業展開に必要な費用については、事業者による負担であることが前提だと考えています。そのため、基本的考え方案のなかでは、「3利用指針及び利用計画策定上の留意点」において、事業者が継続的に事業展開できることを利用指針の前提として考える必要があることを明示しています。」

その次、「産廃処分場問題で一番重視されなければならないのは、国でも、県でも、事業者でもなく、町すなわち住民の意向のはず。全体から受ける印象はちょっと腰が引けている。一つ一つの文面からは、そうでもないのだが全体の感想として何か足りないものを感じる。強い意志が感じられない。委員長には御嵩町民の中から立てるべきだと思う。」

これも、「委員長は委員の互選で決定したものです。委員長は各委員の意見を丁寧に引き出しながら、基本的考え方案を取りまとめました。」

「三者の基本姿勢の第2にで始まる文面は日本語として少しおかしい。分かりやすくすべし。」次のように修正するということで提案します。「岐阜県と共同で取り組むとともに、計画地の今後の利用計画等の地域住民への周知に努め、寿和工業株式会社の事業実施に最大限の協力をする。」

その次、5月14日提出分に移ります。

「御嵩町及び町長は、誰がどのような基準で委員選考を行ったのか、町民に対して説明するべきである。」

これについては、町のほうから用意をしてもらいました。

「平成20年5月9日の三者会談にて計画地利用の検討組織について、御嵩町が立ち上げを提案し、三者共同で運営することで合意し設置したもので、委員の選考についてはいろいろな意見を述べていただけるよう、当時処分場について賛成や反対の立場をとられた方など双方から、三者の事務担当者で調整し選考しました。選考した委員は、町議会や自治会など町民全体の代表者、商工業の方など7名と有識者3名の合わせて10名です。事務局として、選考された委員について、推進する立場であった方や反対であった方への個人批判等が起きないように配慮していますが、会議はビデオに収録してありますので公表については委員会の判断に委ねたいと思います。」

その次、「検討委員会議事録においては、発言者氏名が明らかでなく、要旨のみが公開されるにとどまっている。このことは委員選考過程の不明瞭さと関連して、情報公開原則からの逸脱を示しているものと考えられる。改めて、発言者氏名を明記した議事録全文を公開するべきである。」

これについては、このように考えます。「本検討委員会は、報道機関をはじめ町民の皆様に対して全面公開のもとで実施しております。発言者氏名を明記した議事録全文の公開については、検討委員会において協議します。」

これは、本日協議します。この後、お諮りしたいと思います。

その次3ページをご覧ください。

「本案には記載はないが、検討委員会開催費用を御嵩町役場と寿和工業が半分ずつ負担したと伝えられている。事実だとすれば、検討委員会の中立性、公平公正性を損なう大きな問題である。御嵩町及び町長は、御嵩町の全額負担で検討委員会を設置運営するべきである。」

これについては、御嵩町が回答しています。「本検討委員会委員の報酬及び旅費について、寿和工業株式会社が半額負担しております。計画地の大部分が寿和工業株式会社所有地なので、一部には寿和工業株式会社が全額負担すべきという意見もありましたが、計画地の利用について本検討委員会で検討していくことは、環境に配慮した先駆的な取り組みを目指す御嵩町にとって非常に有益であるという趣旨から、町が費用の半額を負担しています。この点に関して、委員の中立・公平公正性が損なわれることはないと考えています。」

その次、「当該検討委員会は御嵩町長、岐阜県知事及び寿和工業社長による三者会談の合意に基づいて設置されたとされているが、検討委員会の運営まで三者が共同で行うのはおかしい。検討委員会はあくまで御嵩町の主導で、御嵩町民の中立公平公正な参加のもとにすすめられるべきである。」

町からの回答です。「本検討委員会は、平成20年3月26日の三者会談で環境に配慮した先駆的な取り組みを目指す御嵩町の方針に沿った計画地の利用を検討するため三者が共同で運営することに合意して設置されたものであります。本検討委員会ではこの方針を念頭に、御嵩町民だけが中立公平公正といえないので、いろいろな立場の方の意見を聞いて柔軟に検討していくこととなります。また、委員以外の町民からのご意見も受け付け、委員会での検討材料としています。」

その次、「検討委員会の進行に関する疑問、三者の基本姿勢につ

いて、本案の文章表現上の混乱について」こういうところをどうだろうということです。

これについて、事務局で回答をします。「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的考え方は、産業廃棄物処分場問題の過去の問題について和解し、未来に向かって計画地の利用を考えていこうという三者の合意のもとで立ち上げられた検討委員会で議論した結果であります。その内容は、利用計画の策定・事業実施の主体は寿和工業株式会社であることを前提に、住民参画と検討委員会が関与すること、御嵩町と岐阜県の支援を期待するという趣旨であることをご理解いただきますようお願いいたします。」

その次、「寿和工業は産廃処分場予定地付近の所有地を一部他の事業者売却し、売却先の事業者が埋立てを行っている」と聞く。検討委員会で協議中であるにも関わらず、所有地を売却する行為はきわめて遺憾である。法的な問題をクリアしているとしても、小規模な埋立てが次々に行われる可能性があり、危険性をはらんでいると言わざるを得ない。」

これは、寿和工業から回答をいただきました。「ご意見のような事実はないと認識しております。」

計画地小和沢地区の自然環境について、「御嵩町は、平成18年6月19日に御嵩町希少野生生物保護条例を制定し、御嵩町環境基本条例で掲げる良好な環境の保全のための具体的な取り組みとして、町は、希少野生生物の保護に関する施策に積極的に取り組むこととしています。また、事業者は、町のこうした取り組みに協力する責務が規定されています。こうした視点から、計画地の利用を具体的に考えるうえで希少野生生物の実態を事前に把握し、その生態系に配慮する旨の内容が指針に盛り込まれるものと考えます。しかしながら、この趣旨は計画地における開発を伴った利用計画を、全面否定するものではありません。指針には計画地の活用が、持続可能な事業活動のもとで行われることの必要性も謳われるものと考えます。したがって、指針にはこうした考慮しなければならない事項を掲げた中で、総合的な視点に立って利用の方向性を示していくことになるものと考えます。」

小和沢地区の農地転用については、これについては、三者から回答をいただきました。

まず、寿和工業株式会社は情報公開について、「既に必要な資料等は、県及び町に提出してあります。」という回答でありました。

御嵩町からは、情報公開を寿和工業株式会社に求めることについて回答がありました。「平成19年4月24日向陽中学校体育館で行いました前柳川町長による行政報告会でも未了の個別法手続きということで農地法上の転用許可手続きが済んでいないことをお知らせしておりますし、平成20年4月19日中公民館で行った住民説明会の席上、渡辺町長も論点の整理の説明で農地法を含め法手続きについて解決していくことを触れております。また、本検討委員会でもご指摘のとおり農地転用手続きが完了していないことが話として出ております。以上のことを踏まえまして、指摘していただいた事項は、今回の基本的考え方の内容について影響ないというふうに考えます。」

最後に、岐阜県。情報公開を寿和工業株式会社に求めることについて、「農地転用ができないことについては、本委員会において明らかになっているとおりでであると認識しています。」

以上です。このような形で今回、回答を用意いたしました。

それで、語句の修正の所は、先程おかしいというご指摘があったので言ったと思いますが、私のほうで1ページの20行目の所で、修正前は、「今後の利用計画等の地域住民への周知に努めるとともに」と書いてあったと思うんですが、修正後は、「今後の利用計画等の地域住民への周知に努め」というふうに修正を図っております。

それでは、このように回答させていただいて、皆様方に前回検討いただいて、そして、その後このような意見をいただいて、そして、基本的考え方案として今日用意したもの、どの部分を変えたのか事務局のほうからコメントがありましたら、一応今の点踏まえて。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

委員長ご指摘のあった部分だけ変更させていただいて、最終的な基本的考え方としたいと思っています。

鈴木委員長

前回、委員の皆様にご協議をいただきました指針を作るうえでの前提としての基本的考え方、これは今日、資料3として用意させていただきましたけれども、考え方として案をはずして、今後の具体的な指針策定の前提として活用してよろしいですか。

(異議なしの声)

鈴木委員長

はい、それでは、まず、基本的考え方案について、まず町民の皆様方に意見をいただく、その前提として委員の皆さんに意見をいただく、そして今のような回答を踏まえて、基本的考え方としてまとめさせていただきました。

ではこれを今後、三者トップに文書で指針策定の前提としての基本的な考え方として報告をさせていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

さて、懸案事項のほうに入ってまいりたいと思います。

そこです、資料2の2ページの所をご覧ください。これの一番最後の所で、この検討委員会の議事録の扱いについてなんですが、「議事録については、発言者氏名を明記した議事録全文の公開については、検討委員会において協議すべきである。」ということでしたが、これは、考え方の内容とは違って、この委員会の今後の運営の仕方についてですので、ここで、お諮りさせていただきたいと思います。事前に事務局から委員の皆さんに意見をいろいろとお聞きした部分もありますけれども、改めて、どういうふうにすべきか率直なご意見を出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木委員長

水野委員。

水野委員

この文章を読ませていただいて、何か5月14日意見提出者がもう10何年前と同じことを今までも言ってみえるというような感じを受けまして、いつまでもいつまでも、賛成派、反対派ということにこだわり過ぎてみえるのではないかということを感じました。

今まで、こういう委員会で発言者の氏名をすべて記録してということはありませんか。

鈴木委員長

事務局に意見を求めますか。

水野委員

事務局にちょっとお聞きしたいのですが、今まで御嵩町でいろんな委員会がありました、その中でこういうふうに、発言者の氏名を明らかにして、この方はこういう発言をされますということを公開されるとかそういうことはありましたか。議会の議事録でありますけれど

も、こういう委員会でこういうことはあるんでしょうかね。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

私は前、環境課におりまして、議事録は取ったことはありますけれども、公開という時は、名前まで公開をしたことはなかったと思っております。

概要が中心で公開したということでもあります。また、情報公開条例に基づく申請があれば、それは別の問題だと思うんですけども、事務局が事前に名前まで入れて出すということは、今までなかったというふうに記憶しております。

水野委員

私は氏名を入れることは、反対です。

鈴木委員長

梅原委員。

梅原委員

既にこの検討委員会は、こういう形で全面公開という形で行われていますので、氏名を公表することは何らやぶさかじゃないかと思いません。

それと、水野さんが発言されました反対派、賛成派という論でこのことが語られているとおっしゃったと思いますが、この内容そのものは、民度の問題であって、賛成、反対ということと、ちょっと違うのではないかなという気がしますけれど。

鈴木委員長

ほかいかがですか。はい、どうぞお願いします。

鍵谷委員

基本的に、情報公開がされている中の協議の場にありますので、氏名を出す、出さないという論議が傍聴者の方々から、明記してほしいということであれば、私は、一向に差し支えありませんので、事務局がそういう体制づくりが出来る、全文公開ということについては、速記の関係が事務方のほうであると思しますので、そういう体制づくりが可能であるというふうな段階であれば、私は、何の異論もありません。

鈴木委員長

はい、ほかにいかがですか。はい、高橋さん。

高橋委員

既にもうこのようにオープンになっておりますので、つきましては、名前云々、明記云々という問題でもないんじゃないかと思しますので、私はどちらでも結構です。

福嶋委員

このオープンの場合ですので、さして名前を出すのは支障はないと思いますが、果たしてここで名前がほしいという方の意図がわかりませんね。

先程水野委員が言われましたように、まだ未だに賛成派、反対派というそちらのほうへ持って行って、ちょっと言葉は悪いですが、やっぱりあれがとか、そういう話になってしまう気がします。

必要があるかないかは、何とも言えないですけども、出していたくのは構いませんが、なぜ必要か、そこら辺が何か問題が少し論点が違うように感じますけれども。

岡本委員

私は、もちろん情報公開をしていただきたいという考えであります。今、国交省主催のいろんな会議だとか、それからそういう所においては、もう既に全委員の名前を情報公開してやっているというのは、どこでも今やっていることなので、名前を出してやるというのは、もう当然、民主主義のイロハのイだと思えます。

この委員会は、当然こういうふうにオープンに傍聴者も大勢みえていますし、マスコミにも公開されておりまして、名前を出していただくのは、やぶさかでないと思います。

それで、それが個人攻撃とかあれがこう言ったとかという個人的な批判だとかそういうことにそれがつながるものではないというふうに、私は思います。

鈴木委員長

はい、守富委員。

守富委員

個人的には公開しても構わないですが、検討委員会として、一人の人でも反対であるのであれば、その場合は、委員会としては、名前の公開は避けるべきではないかというふうには思います。

鈴木委員長

山崎さん。

山崎委員

公開されているものですから、この会議は。一向に構わないです。以上です。

鈴木委員長

今皆さんからそれぞれ発言者の氏名についての公開の方向は、OKかそうじゃないか意見をいただきましたけれども、公開してもいいという意見のほうが多かったわけです。

ただ、守富委員からも話がありましたけれども、やはり一人でもちょっと待ってほしいというご意見がある場合は、その意見も尊重すべきだということもありました。

どうでしょうか。会の始める当初の段階ではなくて途中からですから、なかなかまとめるという点において難しいわけではけれども。

梅原委員。

梅原委員

今、守富委員がおっしゃいました一人でも反対者がいれば、会としては、反対にしたほうがいいのではないかとおっしゃったのですが、もうちょっと深く説明していただけますか。

おっしゃる発言の意図がちょっとわからないものですから。

守富委員

この委員会を始める時に、こうやって公開しますよということで、委員を承諾しているかと思いますが。公開、非公開について、途中の段階で皆さんがいいと言え、それ全然問題ないですが、一人の方でも反対され、その人だけ名前をはずすのは変ですよ。ほかの人は書いておいて、一人の発言者のところを空白とすることは、おかしい話かなと思います。

そういう意味では、これまでの概要版で特に問題があるわけではないので、今やっているこのまとめ方でいいんじゃないかと思います。そういう意味合いですけれど。

梅原委員

おっしゃった意図はよくわかりました。ただ、当初、委員をお受けされた時に、こういう傍聴の方が大勢みえる中での会議だということは、ご承知だと思うんですね。

ですから、それをあえて伏せるというのはどうなのかなと僕は思うということです。

鈴木委員長

はい、水野委員。

水野委員

今回に関しては、本当に回覧板とか広報で何度も何度も説明して、こうして傍聴にも来てみえますし、それを今更、何でこういうふうに

やらないかんのということなんですね。どうしてでしょうか。
ここでどうして名前を出さなきゃ、どうしても知りたい方は、傍聴
にみえればいいわけですし、その辺がちょっとわかりません。

梅原委員

逆に、どうしてそういうことをおっしゃるのか僕もわかりません
から。確におっしゃるとおり、知りたければ、傍聴にみえれば一番
いいんでしょうけれども、それぞれお仕事があったりというような環
境の中で、いつもいつも昼間に傍聴に来られる方ばかりだとは限りま
せんので、それと現実問題として、この議事録を100%どういうふ
うに公開しているかについて僕、正直言って、事務局がどういうふう
に開示しているか知らないですから、それは、多分傍聴に来てみえる
方からもそういった話としては、伝わっていくことであって、敢えて
それを名前をはずしたからということでは、どうかなと思います。

鈴木委員長

事務局の現状について意見が出ましたので、現段階での情報公開に
ついて説明していただけますか。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

梅原委員のほうから説明を求められましたので、今の状況は、毎回
やりますのは次の回で了解を得た、今回ですと資料1の概要の議事録
をそのままホームページに載せているそういう状況でありまして、個
別の名前は載っておりません。

鈴木委員長

ホームページ以外には、閲覧できるような手続きはどのようにして。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

情報公開条例に基づいて請求をされれば、これは公文書として残し
てありますので、請求に基づいて公開するということになると思いま
すけれども、閲覧できる場所に、常時資料を置いておくという形では
ありませんので、その都度ということになります。

鈴木委員長

個人のプライバシーに関わるような情報公開条例に抵触する内容で
なければ、個人のプライバシーに関与することではなければ、それは、
条例に基づいて手続きを取って、すべて公開するという事はしてい
るけれど、これは事務局に行っても、概要でホームページにアップし
ているものは、これは条例と関係なしに見えるわけですね。公表して
いるわけですから。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

おっしゃるとおりです。

鈴木委員長

ということであります。

さて、これも審議の前提事項になりますから、ここで整理してみたい
と思いますけれども、皆さんのお考えとしては、個人として或いは
委員として両方ありましたけれども、ここでの発言者の名前について
は、公表してもいいのではないかという意見が多かったように思いま
す。

まず、これについてはどうでしょうか。すべて公表するという形で
扱うということで、そういうことで、水野さんどうでしょうか、今回
からということですが。ほかの委員の皆さんも。

ただし、先程ありましたように明らかに個人を誹謗中傷するような
議論をすると当然その部分、いろいろ熱くなる部分もありますので、
そういう部分は、当然内容については削除するし、また、そういう目
的で活用をした場合においては、再度、この委員会で扱いを再検討す
るということでどうでしょうか。

水野委員

この5月14日意見提出者のこの最後のほうの文書を見ましてもね。誰がどのように委員選考を行ったのか町民に対して説明すべきと書いてありますが、どの委員会でもそのようなことをしたことはありませんよね。どういう基準でこの方を選んでなんてということを町民なんかに公開をしてないわけですよ。

だから、何となく挑戦状のような感じがするんですよね。この文章。だから、別に私は、個人の名前を出しては悪いとは思わないわけですけども、今回に関しては、受ける時にそういうふう聞いてなかったものですから、今ここに来て氏名をとというのは、反対ということです。

鈴木委員長

概要、全文というどちらの扱いでいくかということでしたね。これについて、事務局のほうは、全文を公開することについては、大丈夫ですか。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

今後については、この検討委員会で合意が得られれば、そうしたいと思っています。

鈴木委員長

わかりました。
今までは、概要を紹介するということに努めてきましたけれども、これからは、全文公開という形でいってもよろしいでしょうか。
これについては、よろしいですか。

(異議なしの声)

鈴木委員長

はい、わかりました。
では、全文公開でいきたいと思います。ただ、氏名の扱い、発言者の扱いについて、全員一致には至っていません。
これについて、どう判断するか。
はい、梅原委員。

梅原委員

ただ、本当に多数で押し切るだけでは、やはりだめかなと思うんです。

ですから、もちろん水野さんの意見も尊重しなきゃならないと思うんですが、こういった会議の進行です。さっき水野さんも少しおっしゃいましたが、賛成派、反対派というような地点に立つてものをしゃべる、そこで論争になってくるとのことじゃなく、もっと前向きな御嵩町をつくろうという議論をする中で、その辺でそういう発言の要旨に差し掛かった時には、委員長裁量で発言ストップをかけるべきだと思うんです。

そうしないと、本当にいい意味の100%の御嵩町の情報公開条例ということがあるわけですから、それを法令遵守することは、当然100%公開しなきゃおかしいわけですよ。

ですから、そこで委員長裁量でそういった趣旨の発言が出てきたときには、発言ストップされるように心がけていただいて、やはり、全面公開すべきじゃないかと思う。

鈴木委員長

この委員会の中の協議において、著しく個人攻撃、あるいは批判を繰り返すような発言が感じられる場合には、それは運営上、ブレーキをかける、あるいは修正を求める、場合によっては、退席もお願いをするということは、委員長の判断でさせていただくことはやぶさかでないと思います。それは当然のことです。

もう一つ心配されているのは、やはりこれは先程福嶋委員もおっしゃったことでありますけれども、こうやって発言をしていくことが、そのような趣旨で受け取ってもらえるかどうか、これまでのいきさつをやはり考えると、そこの所が非常に心配であるというご意見でもありました。それがどのように利用されるかまだわかりません。

一つの提案なんですけれども、もしですね、全面公開をした内容に関わって、公開された情報に基づいて、明らかに個人の生活を脅かすような、あるいは個人攻撃に関わるようなそういう著しい迷惑行為が発生した場合には、それを事務局に届けていただいて、事務局はそれを速やかに私のほうに届けていただいて、そして、すぐに全委員に公開内容の扱いについて、お諮りするということで、場合によったら、次回までの間において、情報の公開を一時ストップするというのも行わせていただきたい、いただくこともあり得る。

そして、そういう条件でひとまず、氏名の公開、そして全文公開という形で一度、歩み始めてはどうか。

水野さん、ひとまずそういうところで一度、何かあった場合には、すぐさま皆様にお諮りをして、皆さんのご意見を踏まえて、その場では一人でも明らかにおかしいということが感じられた場合には、最終的には私のほうの判断で氏名公開については、再検討ということで持っていく。そういう条件で、ひとまずご理解いただけませんか。

それでは、繰り返し言うと時間がかかりますので、それでは、今のような前提で氏名並びに全文の公開にしていきたいと思えます。そのようにご了解ください。ありがとうございました。

それではですね、本日の議事に入ってまいりたいと思えます。

本日の議題として、二つ用意させていただいております。

まず、基本的な考え方でも記載していますけれども、今後ですね。これから指針のいよいよ策定に向かっていくのが、この委員会の役目になってまいりました。そこで、整理していかなきゃいけない論点として、この間、様々な機会を持って計画地での産業廃棄物処分場の是非という点と、それから町民参画の保障、この二点をどうするのかということで、意見を交換をする必要があるということで、扱ってまいりました。

この二点をですね、今日の議題では二つ整理をしまして、二つですね、グループぐらいに分けて、そして議論をして、指針の策定に向けてこの部分で一つの考え方をいくつか整理をしていくことが大事ではないかというふうに考えていたわけですが、いろいろとこれについても、委員をどちらに振り分けるのかというご心配が発生したりとかということも考えられると思えます。

これから利用計画をですね、これを町民の参画でもっていろいろと協議をしていく指針を作っていくわけですが、その指針を作る際において、やはり、産業廃棄物処分場の是非のところですね、産業廃棄物処分場というのは、最終処分場については、これは既に文章でも書いているとおり造らないが、若干ですね、皆さんのこれまでの第二回目ぐらいのときの協議、あるいは傍聴者の提案の中にもですね、既に厳密に言うと中間処理施設に関わるものも含まれている、そういったものは造るべきだというご意見があったりして、どこまで指針の中に盛り込むべきなのかについて、実は、意見交換してまいりませんでした。

したがって、この計画地での産業廃棄物処分場というものについて、これを指針策定のうえにおいても、どこまで書き込むべきなのか、その検討方法はどうしたらいいのか、それから町民参加の保障ということについても、これも指針策定並びに利用計画の検討においてという文面があったと思えますが、町民参画、言葉はその通りですが、

具体的にどういう方法がいいのか、またはどの段階でやるべきなのか、いろいろなやはり考え方があると思います。

本当はこれを二つに分けて考えを深めていただこうかというふうに思っていましたけれども、そのことも含めてちょっと皆さんにですね、公開の場で率直な意見を聞かせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

まず、ちょっと二つに分けて考えていただけたらというふうに思いましたけれども。ということと、それからこういう内容について論点としてですね、扱って指針検討のために深めるべきだというふうで、私は扱いましたけども、どうでしょうか。いかがでしょう。

はい、梅原委員お願いします。

梅原委員

今、委員長さんのほうから出ました二点の論点をどうしていくんだということなんですが、平成14年3月に御嵩町では、環境の憲法といわれるような御嵩町にとって本当に憲法なんですね、御嵩町環境基本条例を制定したわけでありまして。その前文をちょっと申し上げますと「21世紀を環境の世紀として位置づけ、町、事業者、町民が一体となって、それぞれの立場で環境保全の施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定した」とあります。

まさしく、今僕たちがここで検討している内容というのは、この文言にすべて表れているんじゃないかなと。ですから御嵩町の法律である環境基本条例を遵守し、また、その精神を尊重すれば、自ずからこの検討委員会の指針というのは、出ると思うんですね。

その二点目の住民参画の保障というこれも含めてなんですが、その環境基本条例の中、第19条では御嵩町環境審議会を設置することが義務付けられているわけですし、そういった内容は環境審議会で審議していただけると。具体的な内容は環境審議会で審議していただければいいと。

また、同じく第22条では、環境オンブズパーソンを設置することも義務付けられているわけですし、具体的な思想に限ってればそういった機関に委ねるべきだ。

それがまた逆に言えば住民参画になるんじゃないかと。環境審議会委員の方っていうのは、住民公募などでもやってみえるわけですので、この検討委員会でいつまでも議論していても、いわゆる御嵩町環境基本条例の基本理念さえ理解すれば、自ずから指針というのは、それから以上でも以下でもないような気がいたします。二点ともそこに押しはまるんじゃないかなというような気がしております。

鈴木委員長

はい、ちょっと確認をさせてください。まず、御嵩町の環境基本条例、環境基本計画がありますね。私も今環境基本計画を見て発言をしておりますけども、この条例並びに計画に基づいてこの委員会が、この産業廃棄物処分場の是非という、つまり今回、資料の3の2ページの第4のところですね、計画地における産業廃棄物処分場の是非、ここで提起している、あるいは問題視している点については、この委員会ですらその条例並びに計画に依拠して協議をすればいいと。まずは、協議しなきゃいけないということなんですね。こういう、いわば環境憲法なりをですね、我々はもったときちんと読み込み、受け止めてですね、この委員会で、まずはしっかりやらなければいけないという方針でいいかどうか、これが一点。

それからもう一つは住民参加の保障。指針の策定に盛り込む等、つまり住民の参加を持って利用計画の今後の策定については、意見を申していかなくちゃいけない、これもそのどういう手続きを取るかではなくて、環境基本計画の中、環境基本条例並びに計画の中に謳われてい

る環境審議会等に付託をして、個々の具体的ですね、住民参加の保障を体现していくべきであるという趣旨に沿って、そういうことに向けて協議をしたほうが良いということなんです。

環境基本条例によると、環境審議会は町長の諮問に答えるということで、これは常設をされていますよね。したがって任期期間中はその審議会を招集し、そして、町長が諮問することによって、そこで協議をするということですが、我々はこの指針でそういう趣旨のことを一つは書き込んで、そしてそういう意見でよろしいということであれば、町長がそれを諮問して検討していただくということですね。

はい、わかりました。ほかにいかがでしょう。はい、岡本委員。

岡本委員

私は、分科会に分かれるということについては、反対です。

というのは、この産廃処分場にしないとかということのことは、一番のポイントではないかなと思うからですが、しかし、梅原委員がおっしゃったように、この環境基本条例というのがあり、御嵩町には環境審議会というものが設置されているので、私も何かここでこれまで、全くこう何かわからない見えない中で、寿和工業からも具体的に何をやるという提示の全くない中で、よくわからない中で、こう議論を進めていくということに、非常に今疑問を感じておまして、環境基本条例に乗っかって取り組んでいただくということで、とにかく、あの5月14日意見提出者の意見書にも出しましたが、小和沢において事業をされるのであれば、そのまず生態調査、環境影響調査をまず第一に行ってくださいということだけを申し上げて、後はそちらのほうで計画が出てきた段階で、環境審議会なり、それはまた住民参画の方法というのは、環境審議会とそれからほかにもあるかもしれませんが、そういった所で考えていただいたらいいのかなと思います。

鈴木委員長

はい、鍵谷委員お願いします。

鍵谷委員

産業廃棄物処理場という一つの今日の協議事項の中の一つの具体的なことにつきましては、私達の資料のもとにあります策定のための基本的な考え方というのを冒頭に了承しました中に、既に盛り込まれておると、私はそういうふうに理解をしております。

今、梅原委員も岡本委員も環境基本条例の審議会があるとかどうのこうのというふうにおっしゃるならば、それはここで言うのではなくて、御嵩町長に対して並行して審議してほしいなら、並行して審議してほしいということを御嵩町の町長に進言すべきで、この場でそういうものがあるからどうのこうのという議論は、ちょっと違うんじゃないかなということを思います。

そういうのを決して軽視するわけではなくて、基本的考え方の中にきちっと御嵩町基本条例を踏まえてということがある限り逸脱することは出来ないんで、急ごうとおっしゃるならば、町長にその旨を伝えて、そういった審議会のメンバーに、今流れているこういう状況について理解を求める、そういう動きは是非やっていただければありがたいと思います。

この中で、それがあから出来ないとか、その結論が出るまでという論議は、私はそれはちょっと違うんじゃないかなとこんなふうに思います。

それから二つの部会に分かれてやるかどうかというのは、もうここまでお互いに議論をしてまいりましたので、私は十分、この場だけでやり遂げることが出来るんじゃないかと。

それから町民参画のことについては、指針という一つのものを作り上げる私達のものについては、既に意見の取りまとめについても、い

ろんな形で町として御嵩町の町民の方に発信がされておりますので、さらにその発信を深く進めていくということであれば、私は十分ではないかなとこのように思います。

鈴木委員長

はい、ほかいかがでしょうか。はい、山崎委員お願いします。

山崎委員

まず、今、皆さん分科会ですか、部会ですか、その言葉遣いはともかくとしてですね、そういうふうなことをおっしゃってまして、委員長のほうからもそういう提案があったからと思うんですけど、そういうふうにするの意図ですよね、まだ委員長の方からきちっと述べられていないと思うんですが、私が理解する限りいわゆる作業部会っていうのかな、つまり、ここに挙げられている議題の二点というのは、もちろん考え方については、先程も承認されたわけですよね。その中で、とりわけこの二点については、もっと踏み込んで考えなくちゃいけない点であろうということだと思うんですよね。

それについては、もっと集中的な審議が必要だから、それについてこの二点については作業部会を設けてはどうかという趣旨で、私は理解しました。その分科会とか部会とか呼ばれているものについては。

そういう趣旨であるならば、私はそれはやっぱりやるべきだと思います。これらの二点についてはもうちょっと掘り下げて、議論をするべきだというのが、私の考え方です。

もう一つちょっと付け加えさせていただくならば、前回も確か言ったかと思うんですが、私がこの委員というのをですね、これは、県のほうからですね、言ってしましますが、委員を委嘱されたわけですけども、その時の私の県の方からお聞きした趣旨というのは、「何で私が委員なんですか。」というのをお聞きした時はですね、まさにこの町民参画という点が、今回のことを考えるうえでの決定的に重要なことであると。とりわけそういう見地からいろんな発言をしていただきたいというようなことで、私、頼まれまして、この委員をお引き受けしたという経緯もございます。

これは、前回も言ったかと思うんですが、そういう観点から、当然、私は町民参画というのは、当然大事だと思いますんで、考え方にもですね、当然参画ということが言われてますけども、先程も言いましたように、ここはまだ参画が大事だということが言われているだけであって、ここに書かれてるように、その手法については何も書かれてない。だから、これについてやはり私は責任を持って議論する必要があるというふうに自分自身も感じてますんで、もし、そういう町民参画の手法をどうもうちょっと具体的に構想していく考える場として、作業部会を設ける趣旨なら私は賛成です。

以上です。

鈴木委員長

はい、ほかいかがでしょうか。はい、守富委員お願いします。

守富委員

今の山崎先生の言われたのとだいたい私も似てるんですが、いずれにしても趣旨として、ここの「3利用指針並びに利用計画策定上の留意点」ということで、一応5項目あがってるわけですが、最終的にこの指針策定していくうえに、言葉をもう少し取捨選択して指針と呼ばれるような作業に入っていくという認識でございました。

したがって、具体的な言葉をこの中から取捨選択、或いは、まだ明確でないところは、ある程度明確にしつつ、どういう文言が一番適切なのかというところを詰めるのに、ある程度たたき台みたいなものをそろそろ作らなくちゃいけないんだろうなと思っていました。

委員長のほうから分科会、ワーキングのような格好でやったらどうかという意見もありましたので、それは、私も一応賛成いたしました。

その中で、例えば、何回もまた集まってやるっていうのは、皆さんの時間もなかなか取れないでしょう。それであれば、今日の段階でも、一応分かれて議論する場があってもいいんじゃないですかということは申し上げました。

したがって今、いずれにしてもここに考え方は示されているので、指針はこれでもう良い、或いは皆さんが先程言われるように、環境基本計画に沿っての文言に少し置き換えるのか、あるいは、もうこれでいいということであれば、それはそれで一つの考え方であり、分かれて議論する必要はないように思います。

ただし、この基本的な考え方については、既に我々一応認めているわけです。この線に沿って指針を作ろうということですから、もしその線に沿って動くのであれば、もう少ししっかりしたたたき台を作らなくちゃいけないのかなというふうには思っております。

鈴木委員長

はい、ありがとうございます。ほかいかがですか。他の皆さん。

はい、先程ですね、山崎委員のほうからなぜ分科会を二つ設けていくのか、その趣旨をですね、まだ話していないんじゃないかということをおっしゃったので、これは至って単純でして、この検討委員会の中でですね、ひとまず基本的な考え方、ざくっとした方向性については、了解をいただく作業をこれまでやってきました。

ところがですね、今度はそれに基づいて、非常に厳格と言いますか、はっきりとした表現を持って決めていかなきゃいけない部分もある。

例えば、先程の町民の参加という場合もですね、町民の参加を持って利用計画の検討をと言われた時ですね、例えば、事業をやる側も、その町民の参加というのは、具体的にどういう方法なのか、やはり困ってしまうわけですね。そういう情報公開のような情報を広く提供して、そしていろいろと考えていただいて、意見を出していただくという情報参加のような形なのか、あるいは利用、土地の、施設の利用をですね、今後提案していく際にも、ある程度ですね、構想段階、場合によっては、一歩踏み込んで計画、予算措置の案ができた段階でですね、意見を出してそして意見をもらう、いわば計画アセスのような形の段階でのですね、決定参加を求めるとか、段階もやっぱり違ってくる場合があります。

それから県ですね、例えば、今度、来年ですかね、産業廃棄物の条例の施行が新たにされるとは思いますけど、私はその審議の経過を見ておりまして、参加する、参加を求めるエリアというのを非常にある程度限定してきているというか、明確にする、混乱が起きないようにする、そういうこともある。

そうすると、町民という場合の町民というのは、すべからず全部の町民なのか、やはり特定のエリア、あるいは周辺の公共的な道路などを使うという点において、その周辺、沿線なのか、住民なのか、いろいろと捉え方もあったりする。

そういうこともあるので、この指針についてですね、そういう部分について、この委員会で検討するための具体的な検討材料をやはり出していくということで、効果的に協議をしていくことが必要じゃないか。ということで、まず二つ設けてですね、取り組んだらどうだということをお考えたわけです。その点においては今、お二人から言っていたことと全く同じです。

ただ、私はですね、ちょっともう少し軽く考えたところがありまして、つまり、この委員会以外にですね、実は、作業部会を作業時間を作ってですね、それで取り組んだほうが良い、取り組むこともあるということを実は暗に前提にですね、発言をしたわけですが、そうすると、そこでの協議が非常にグレーな部分になってしまうんですね。

ここは全て公開なんですよ。ところが作業の過程の所は、今回の

設置要綱にも書いておりませんし、非常に恣意的に運用されていくとなると、一体誰がそういう情報を持ち出したのか、本当に委員なのかどうか、それもちよっとわからなくなってくるということもあって、それから、そういう時間がもう皆さん持てるのかどうかという、今度逆に心配になったりもする。

ですからやはり、作業グループを設けてやるにしても、この時間の中でやる方がいいだろう。それが出来るかどうか、やれるように考えなきゃいけないというふうに思っておりましたけれど。

そういうこともありまして、指針を策定するうえで、先程守富委員もおっしゃったように、はっきりと文言を整理をして、そして、この文言を扱うべきかどうか、あるいは解釈を間違えていないかどうか、こういったことを一つ一つやはりここで取り上げながら検討して、そして確定していく作業のためですね、グループを二つぐらい作って、それがこの産業廃棄物処分場の所の扱いですね、それと産業廃棄物処分場と書いてありますが、産業廃棄物処理施設という言葉を取って除いたのには、ここに書いてあるとおりの理由があるんですけどね、それから住民参加というのは、具体的にどうやってやるのか、その辺をこの委員会の中でもっと具体的に指針に書きあげるうえでですね、必要な文言として提案をしていただく、そういう作業グループを作ってはどうかというふうに思っ提案をしたということでした。

主にこれからの実は審議事項と言いますか、それはですね、この指針、まさに指針そのものに今度いくわけですので、もう最初からその点について、最初からというのは、つまり委員会開催ですね、議事録の確認等以外は、全てそこの作業にこれからなっていくと思っておりますので、二つに分けなくても一つで、この委員会で一つ一つやっていけばいいじゃないかということですけども、そのためには何をここでやはり論点にするかということ事前に準備をしておかなきゃいけないということになりまして、それは委員長がやれということになれば、頑張っやってやりますけども、委員長と副委員長と一緒にですね、やることになりまして、いわゆるそういう作業になってということですよ。

ただ先程から出ています環境基本条例や計画がありまして、そこには審議会があつて、そこにいわば参画の場を委ねるとか、それから先程の中間処理施設に関わるような内容に関しては、そこでの審議を仰いでいくとかですね、そういう協議の仕方もちろんあり得るんだろうとは思っています。そういう担保の仕方はあるんだろうと思つています。

山崎さん、改めてどうでしょうね、今ちよつと整理しましたけども。

山崎委員

もちろんですね、皆さんおっしゃっているその環境基本条例のですね、町民参画に限つて言うんですけど、その枠組みの中で書かれている環境審議会であるとか環境オンブズパーソンですか、そういうことを利用するということつて、別にそれを否定するつもりは、私もありません。

ありませんが、杞憂に終わらなければいいんですけどね、新聞報道もされましたけれども、今回の私達の委員会が出した基本的考え案でしたね、当時はね、その案に対する住民の皆さんからの意見というのは2件しかなかったと。これ事実ですね。そういうことがある。だとすると、やはりそれは、にもかかわらず、考え方の中には何度も参画ということ盛り込んでいるわけです。

だとするとやはり現状では、決してその町民参画の仕組みがあるとは、私には思えません。外部の人間だから何か的外れなことを言つてゐるのかもしれませんが、事実2件しかなかったというところのことは、あると思うんですね。

であるならば、やはり、町民参画の仕方というのは、それはそれと

してやはり考えなくちゃいけないんじゃないのか。既存の環境審議会とか環境オンブズパーソンだけでは、必ずしも町民参画が保障されないんじゃないかという懸念を私は持っています。

したがって、繰り返しになりますけれども、私の責任でもあるし、委員会の責任でもあると思うんですが、町民参画の重要性ってことを謳う以上は、それについて、詰めた議論をする必要はあると思っています。

鈴木委員長

はい、守富委員。

特にですね。ご専門の産業廃棄物処分施設に関わるやはり扱いをですね、ここでは非常に曖昧と言いますか、現段階では、具体化出来ないということで表記してはありますが、やはりこの点については、ご専門の立場からいかがでしょう。

こういったことはやはり、指針においては、何は良くてこういったものはだめであるとかですね、その辺やはりはっきりと打ち出しておかないと混乱を招くという考え方で。

守富委員

基本的な考え方としては、この作業の結果として、最終的に事業主体の多分寿和さんだったら寿和さんのところで、何らかの案を出して来るって言った時に、ある程度の自由度は、持たせるべきではと思っています。もちろんその後、審議をするわけですから、結果的にそこで、案は却下されることもあります。この段階で、何処まで言葉を選んで縛るかという話だと思います。先程委員長言われたように、前回の小和沢地区において産業廃棄物処分場を設置しないという、この言葉はこの言葉で結構なんですけど、ただここでいう処分場という定義が、最終処分場のように思えてくるのです。皆さんが委員会の中で話してても、こういうふうにしたらいんじゃないか、公園を作ったらいんじゃないか、或いはバイオマスを利用したらいいんじゃないかっていうような意見が出てくるっていうことは、それは多分何らかの施設として、或いは経済的効果を狙うといった場合に、何らかの施設がそこに出来て、人が入って、収益が何かあがる仕組みを一応考えるということであれば、何らかの物がやっぱり入ってくると思うんですよね。

つまり、産廃処分場ではありますが、中間処理的なもの、例えば皆さんが分別ごみをやるように、例えばプラスチックは廃棄、それを分別してリサイクルをする施設ですよ、産業廃棄物のある意味では、リサイクル施設みたいなものですから、そういうものまで否定しているのか、そこは私自身が皆さんの言われる言葉の処分場の意味が、どうもはっきりしてないんじゃないかなという懸念があるのです。

もちろん、それはこの後、後回しにして、そういう問題が具体的に出てきた時に、それはどっちの定義だったんだろうと別の審議すればいいのかもしれませんが、この段階で敢えて入れるとすれば、極論とすれば、例えば、最終処分場にはしないというある程度言葉を文言を縛ってしまうのか、或いは、このように産業廃棄物処分場を設置しないとするのか、これ（後者）だと定義としては、曖昧になると思います。或いは、次に出てきた時に、対応していきますという指針案としてですよ、どちらを選ぶんだろうかというような所は、きちんとしておかなくちゃいけないんじゃないかなと思います。

結局、また問題を後に回すだけのことになりますから、一応こういう定義で、一応この検討委員会ではこういう定義で走ったということは、明確にした方がいいんじゃないかなということは、考えております。

ただそういうのを考える時に分科会形式がいいのか、この席で皆さんの意見を待った方がいいのか、もちろん意見がささっと出て決まれば私はそれでいいと思うんですけど、この5つのそれぞれの項目全部、

たたき台文言を作っていこうとすると、すみません、委員長大変かなという思いもあります。

そういう意味では、ワーキングでやられた方がいいんじゃないかなということなんですが、なかなかそれでも意見が出にくいということであれば、ここで、一個一個たたき台を作りつつ審議していくしかないというふうに思っております。

鈴木委員長

はい、お願いします。梅原委員。

梅原委員

あの今おっしゃったことも本当によく理解は出来るんですが、ただあの小和沢という場所、それとあの場所の計画があって、そのプロセスがあってという御嵩町において今、先生がおっしゃるようなはっきりすべきだということには、すごく難しいと僕は町民感情として思うんです。

この今日いただいた資料、今日初めてこれ見させていただいたんですが、資料3の第4の「計画地での産業廃棄物処分場の是非」というところがあるわけですが、これ本当にどなたが書かれたかわからないんですが、一番最後の4段目からですが、「環境に負荷を与えない最善の方法で事業に取り組む産業廃棄物処理業界は、必要不可欠な環境ビジネスであると認識している。しかし、本委員会は、一般論として同施設や同分野の産業立地についてその是非を協議することを目的としていない。」というようにありますね。

これ本当にすごくファジーな言葉で、的確に表してあると思うんですが、まさしくこういう理念で、もし今後もまだ指針検討委員会を続けていくということなら、この理念のうえに立ったうえで、御嵩町の町民の人の感情を考えれば、僕はやっていくべきだと思います。

それと後もう一つ、この今のナンバー3の資料のですね、4ページの一番最後の行からですが、「事業実施段階においては、計画地内の地権者は、その用地が利用計画にしたがって活用されるよう誠実に対応することも、ここに強く望むものである。」というような書きようがしてあるわけですが、こういう考えのもとで議論するというのは、すごく空しいんですね。

ですから、何か不毛の議論を繰り返しているようで、何かちょっと寂しい気もせんでもないわけです。何で僕たちここでそういう議論をしてるんだろうと。あの地権者が別にあって、なぜ議論せないかんのかという、ちょっとおかしさもちょっと感じてるわけで。

以上であります。

鈴木委員長

はい、今後ですね、この基本的な考え方に依拠して、かつこれまでの御嵩町で制定された様々な法的な根拠も踏まえながら、この内容をですね、今の二点のみならず他の部分についても明らかにして、そして、指針としての文章化を急ぐということは、いいとしても、二つの分科会を設けて、この委員会の中で、今の点についてですね、協議をするということについては、あまり的確ではない、ふさわしくないということでもありますので、となると毎回、論点をこれから指針の作業手順といいますか、工程を明確にして、その中でこの委員会として、あと限られた回数をですね、委員会に提案し、そして審議をし、確定をしていくという作業工程を作ってくださいね、そして、そのための検討材料を事前に用意をして、そして、ここの委員会の中で、審議をしていく、確定をしていくということにおいては。それはいいですね、そういう方向で。

これがそのままこれを基にしてというところだけでもないと思いますので。指針というところとどちらかというところ、あの条例に近いイメージなんですが、あそこほど硬くはないという部分でもあるんですね。

ここでは考え方ですから、これをある程度断定をしていかなければいけないですね。その作業をやるためのこれから時間を設けていかなければいけないんですけど。それをこの時間の中で二つに分かれて、協議をするということではなくて。

ただ先程から出ている守富委員、それから山崎委員のですね、ご指摘の産業廃棄物処分場の概念整理であるとか、それから住民参画の保障という場合に、指針の中では、たとえその審議会に審議を依頼するものであったとしても、そのことも含めてこの利用、この土地におけるですね、事業者が何某かの利用計画を考える際の手順は、この委員会の中で確定しておかなきゃいけないということですから。

ここで論点を整理するというよりも、ある程度論点を作っておいて、そして、ここで皆さんで審議をしていただくということでもいいですか。そういう方向で。

(異議なしの声)

鈴木委員長

はい。その準備をするのはですね、多分準備をして皆さんにご提案をするところはですね。地元の委員の方の力も借りることを前提としながら、学識者3名によってですね、準備をしていくということになると思いますが、守富委員と山崎委員、よろしいでしょうか。

(守富委員、山崎委員了承)

鈴木委員長

はい。という段取りでいきますけども、事務局は、それについてよろしいですか。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

ちょっと確認なんですけども、これ以外のワーキンググループというのはないかというのは思ったんですけど、この中の部会というのは、最終的には一つでやられるんですか。

鈴木委員長

はい、そういうことです。

もう一度整理をします。部会は設けない。この委員会の中で一本でこれからですね、指針についての論点を協議をし、そして、決定をしていくということしていきたいと思えます。

そのための論点材料、論点整理この委員会で審議する材料は、主として学識者3名によって、今後分担をしながら準備を進めていく。

そして、事務局のお手伝いもしていただきながら、ここへの資料作りに取り組んでいきます。ただ内容においては、皆さんにもお力をお借りすることもあり得ますので、その時はご協力お願いしたいと思います。

よろしいですか。事務局のほう、今の点でよろしいですか。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

今日この後、委員の皆様には具体的な協議に入るということで、お時間を長く取ってもらってということで、同意を得ておるんですが。

鈴木委員長

今日ですね、そのための材料を特には用意しておりませんので、この二点についてということだけではなくて、指針の策定に向けてですね、どのような構成、そして何を論点とするか、産業廃棄物処分場の是非と住民参画の保障、これも含めて一度この3名と事務局でですね、準備をそして次回、日にちを確定して、そこにお諮りをして審議をいただくということでしたらどうでしょうか。

今日はそういうことで、具体の審議には入れませんが、そういう手順の確認だけに留まりますけども。

場合によっては、今特に、皆さんにお手元に資料を配りませんが

も、例えば何か協議をしてもよろしいですけども。
はい、梅原委員、お願いします。

梅原委員

委員長さんからご提案がありました方法で、今日はいいんじゃないかと。今日いただいた資料にしても、今日いただいて、今日読んで、この会議をしながら、人の意見を拝聴しながら、これを読みながらという作業ですので、これなかなか大変なことでありますから、委員長からご提案あったように、次回までにどういう論点、どういうことで、検討委員会を進めていくかということをもとめていただいて、それを提案していただいて、検討会に臨めば一番いいのかなと思います。

鈴木委員長

それとですね、せっかくですので、我々3名のほうで今後論点をですね、この二点を中心として、いくつか論点を皆さんに資料とともに、事前になるべくお知らせをですね、ご検討いただいて、それでこの本会議に臨むということしていきたいと思いますが、当面今、せっかくこの計画地での産業廃棄物処分場の是非の問題について、これはどうするか住民参画の保障ということですので、この指針に盛り込むにあたってこの二点がですね、どのようにしたらいいのかという所は、産業廃棄物処分場の是非の所、これは守富委員の方に主として皆さんに問題提起をいただく論点整理と資料作りを中心としてお願いして、そして町民参画の保障の所は山崎委員に、指針においてふさわしい書き方、そして、資料そういった所は中心となっていたく。
もちろん私も両方に関わらせていただくということと、必要に応じて皆さんに資料を求めるといふことにしたいと思います。
事務局のほうも、それについてご協力いただけますか。

(事務局了承)

鈴木委員長

はい、ではそのような段取りでですね、今後進めてまいりたいと思います。
それではですね、この後ちょっと今日早く終わりそうですので、その後、我々集まりまして、次回に向けての内容の準備をする時間をちょっといただくことにしまして、「今後のスケジュール、進め方について」これを事務局の方からご提案お願いします。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

はい、資料4のほうですけども、今日の流れがですね、想定の流れと変わってきたということもあるわけですけども、前回3月23日の第4回の時には9月頃にですね、検討委員会から三者トップに最終報告とそういう形でありました。
今回、検討委員会の前提としては、二つの産業廃棄物とそれから住民参画ということで、議論を深めるということの中で、この資料4が出てきたわけですけども、ちょっと今の委員長の決定の中で、7月以降の分がちょっと流動的になりまして、この資料4以外にも、もう少し会議をですね、増やす必要が出てきたのかなと思いましたがけれども、とりあえず、この4で説明させていただきます。
今日の基本的考え方も説明し、了解をしていただきましたので、基本的考え方として確定をしまして、6月の下旬に三者トップに対しまして、中間報告という形で、文書にて報告をさせていただきます。
その後、ちょっと日程を調整しますけども、7月の下旬にですね、第6回ということで部会に分けずに、全体で二つの重要なポイントを含めた論点について協議を重ねていくということで考えておりまして、その進捗状況によってこの6、7、8が1回増えるとかそういう可能性は出てくるということで、御了解をいただきたいと思っております。
おおまかにはですね、このスケジュールにありますように、9月の

下旬までにまとめていただきまして、10月の初旬から下旬までにパブリックコメント、最終的な指針案に対しまして、町民に対する意見聴取をしていきたいということで、その後を受けて11月中旬に最終協議、12月の初旬から中旬には、計画地利用指針案の報告を三者トップに対してしたいと、そういうふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

鈴木委員長

はい、ありがとうございました。
そうしますと、7月の下旬の日程についても、どうしましょう。

事務局
(御嵩町鍵谷課長)

7月24日の金曜日の夜ということで、7時からを想定しておるんですけど、有識者の方のご予定がいろいろありますので、7時から2時間程度、9時頃までということで、7月24日金曜日ということでお願いしたいと思います。

鈴木委員長

ずっと今まで、昼間やってきたんですけども、住民の皆さんも、夜、今度開催するっていうことは、どうでしょうか。よろしいですか。

(異議なしの声)

鈴木委員長

はい、わかりました。そうしましたら、一度ですね、今度、夜1回やってみてですね、それでまた、何かよくないという点がありましたら、改善するというので、第6回ですね、委員会は7月24日金曜日の19時からということで、この会場で。

その間に先程の指針のイメージとそして論点の整理と、その論点に関わる資料作りとをやって、そして、この委員会よりは出来れば一週間くらい前ですね、委員の皆さんに資料をお届けして、検討いただけるようなことを目指すということで、努力目標でいきたいと思います。

ひとまず、それでお許しいただきたいと思いますが、それでですね、9月に第8回以降パブリックコメントがありました。パブリックコメント、この委員会の総意でもって行う、事務局に行っていたかということでもありますので、そういうことで、そこまでをしっかりと審議をしていきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。山崎委員。

山崎委員

今、努力目標ということで、委員長のほうからもあったんですが、ちょっとお願いしたのがですね、今それで、課長さんの方からも最初にならね、ちょっと当初の趣旨と違ってきたんで、7月以降、流動的になるかもしれないというお話もあったんですが、私のほうからお願いはですね、先程のお話で、町民参画の保障ということについて、私を中心に論点を整理するというようにをまあやれと言え、当然やりますけども、ただこれやるとするとですね、先程委員長も、おっしゃっていただきましたが、例えばどういう方法があり得るのかとかですね、どの段階から町民参画をするのかとか、あるいは仮に、ワークショップなんかを設定する場合にですね、どういうエリアがふさわしいのかとかですね、何せ私自身は御嵩町民ではありませんので、やっぱり地域の事情をよく踏まえてでないとならね責任持ったことを言えないと思うんですね。

そういうことをやはり町民の皆さんに広く多く伺ったうえでじゃないと、私は責任持ったことを言えない。つまり何が言いたいかというと、このスケジュールでは12月初旬から中旬にですね、最終報告を出すとなっていますが、これはあくまでも努力目標であって、そこまでにですね、そういう町民参画の保障についてはですね、これでいくんだというようなことが決定出来るという保障は、今のところ私の中に

はありません。それはあくまでも努力目標ということであって、今後ですね、検討していく中で、当然そんな短い期間では出来ないということもあり得るということは、是非ご理解いただきたいと思っております。

鈴木委員長

我々委員会は、あくまでも指針案を作るわけですので、指針を作るわけじゃありません。ですから三者に対する出来れば100%の到達点のものを提出したいわけですが、やはりこれもですね、ゴールがないとですね、やはりどこまでいくのか、多分相当、士気の問題が絡んでくるというか、皆さん実は、今日の会議に臨むにあたって、相当いろんなお気持ちがあって、参加をされてるということをお聞きしますので、途中で何回会議を増やすかはいいとしても、最後はね、目標を決めておかないと、まずいだろうと私は思っています。はい。

山崎委員

誤解されるといけないので、つまりですね、ある種の見切り発車、まだ論点が詰まらないままですね、もうこの辺で12月も来たし、もうこれでしょうがないかなってことは、避けたいんですよ。

やはりある程度というか、もう一定これでいこうというような合意を得た段階で出したいという思いがあるんですよ。

つまり、見切り発車だけはしたくないということですよ。私の意図は。

鈴木委員長

はい。その点について、地元の実情にですね、お詳しい方がたくさん地元にいるわけですので、その方達のお考えを踏まえて、この御嵩町の住民参画にふさわしい方法をですね、それを検討するってことでいいわけですよ。

ですから、それをこの場所でやればいいということで。ですので、責任を持って我々が完璧なものを提案者が用意する必要はありませんし、ここで検討していただくということですね。その際に、出来れば先程の条例についても、計画についてもありますし、ほかの案件について、住民参画のこれまでのやり方を取ってきた部分もあると思いますので、そういう事案も参考に持ち込んでいただいでですね。今回の指針策定にふさわしい住民参画の保障等をですね、検討するという方向でいきましょう。はい、よろしいですか。

それでは、本日はですね、以上で。

はい、どうぞ。結構ですよ。岡本委員。

岡本委員

前回、県の方に質問をしたことへの回答なんですが、お願いしておいたんですが、安定型処分場といいますのは、寿和工業が一応事業認可を受けられて、大久後に造られた安定型処分場については、これはもう期間が終了して事業期間が終わっていますけれども、今そのままになってるんですが、それについて、県のほうは指導などされていないのでしょうかという質問をしたんです。

そしたら、今度の時に回答するということでしたので、ご回答をお願いいたします。

事務局
(県宗宮課長)

失礼いたします。私、県の廃棄物対策課長の宗宮でございます。

前回、ご質問のありました件につきまして、内部的に調べをさせていただきました。この件につきましては、私ども廃棄物対策課の所管ではなくて、別の部署でやっておりますので、そこで聞いてまいったわけですが、該当しております土地につきましては、自然公園法の適用がされている土地ということでございます。

ただ、現在あります処分場につきましては、適法な許可のもとにですね、許可を得て設置をされておると。

ただ、現在許可期限が切れておるということですが、設置そ

のものは、適法な許可のもとでやられているということでございまして、それで私どもはですね、何か出来るかというお話になりますと、その自然公園法の中にですね、原状回復命令という項目がございます。

それはいわゆる自然公園法の法違反をした場合、あるいは許可の条件違反をした場合等ですね、無許可でやったとかいった場合にはですね、原状に戻せということが、法律上出来ることになっておりますけれども、当該地におきましては設置時点におきまして、適法な許可のもとでやられておりますので、違法な開発でもないということでございますし、当時の許可条件ですね、許可をした時の条件の中でもですね、終了した時に原状に復旧するというような条件も何もついてないということでございますので、現時点の私どもの県としてはですね、原状回復命令ということは出来ないということでございますから、これは例えば、土地その所有者の方ですね、所有権に基づいてやられるというんならまた別問題なんですけど、県の立場としては、現状においてはですね、そういう命令等は出せないというような見解でございました。

岡本委員

あの法律で私が調べました限り、事業期間が終わった後は、原状を復元しなければならないというように理解をしておりますが、これは、県の方で指導命令は出来ないということでしたが、寿和さんのほうでは、この件についてはどのような見解を持っておられるのでしょうか。

事務局
(寿和工業森朴顧問)

ご指摘のありました大久後の安定型処分場につきましては、廃棄物処理法上の許可をいただいたうえで、埋め立てを実施していないという状況であります。それで自然公園法の許可、事業の許可について途中で切れておるということで、事業をそのまま継続せずに開発を行って安定型処分場を設置したと。そのままの状況が現在も続いているということであります。

以上でよろしいでしょうか。

岡本委員

原状復帰する、原状回復する、復元することは考えていないということですね。

事務局
(寿和工業森朴顧問)

あの原状復元というのは、どういうことをおっしゃるのでしょうか。

岡本委員

あの水処理施設があるので、それを取り除くとか、もとの山に復元するとか。

事務局
(寿和工業森朴顧問)

それは原状回復ではなくて、開発行為になりますので、それ自体が。それを今、撤去しようとかいうことも、全部開発行為になりますので、新たな。それは原状回復ではないと認識しておりますが。

岡本委員

はい、わかりました。それからもう一つ、あの寿和工業さんにお聞きしたいのは、解決の方法として以前もお尋ねしましたがけれども、委員の中でも、県が買い取ったらどうだとかという意見が出てきておりますが、これを下流域の方達だとか、木曾川の水を飲んでみえる方たちに、買い取っていただくというのも一つの案かなと思うんですが、そのためには、やはり寿和工業さんのほうで、いくらでこの山を買われたのかということをごひ情報公開していただけると、私どももいろいろな市民運動の立場から、下流域の方に呼びかけたりしやすいのですが、今のところ余りにも漠然としすぎていて、値段もよくわからないです。そういうことの情報をご公開していただけるとありがたいかなと思います。

事務局
(寿和工業森朴顧問)

それは、個別のですね、取引情報にあたりますので、相手方の同意が得られないと一方的に公開するわけにはまいりませんが、あの寿和工業自体の事業計画の中で、既に県及び町に対しては、情報は公開しておりますので、そちらを通じて情報公開条例等でお求めいただくのが一番適切かなと思います。

例えば、第三者による買収の可能性ということ、この一連の委員会の冒頭でもそのようなお話をされた記憶がありますが、どのような可能性も否定するものではございません。

ただ現時点で、寿和工業といたしましては、県及び町と産業廃棄物処分場計画地をどうしたらいいかということをご議論いただいておりますので、その中でその選択肢の一つとして将来に示されてくれば、それは真摯に検討させていただきます。その流れの中で必要な情報の公開等は、極力努めたいと思っています。

以上でよろしいでしょうか。

鈴木委員長

はい、ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次回は、7月24日金曜日19時から開催いたしますので、委員の皆様、どうぞ、ご参加をよろしくお願いいたします。

それから、傍聴された方たちもご意見がありましたら、また用紙に記入をして、事務局の方にご提出ください。よろしくお願いいたします。

それでは事務局の方にお返しいたします。

事務局
(御嵩町堀参事)

はい、委員の皆様には、熱心なご討議ありがとうございました。

以上を持ちまして第5回の検討委員会を閉会させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

鈴木委員長

先程、委員の皆さん、資料の2の2、お配りしたと思いますけども、委員の方は回収いたしますので、机の上に置いておいてください。すぐに回収に入ります。

はい、2の2だけです。あとはいいです。